

(仮称) しづおか地域クラブ活動 運営方針 (案)

2025年12月
静岡市総合政策局 企画課

はじめに ~地域クラブ活動への転換の背景と目的~

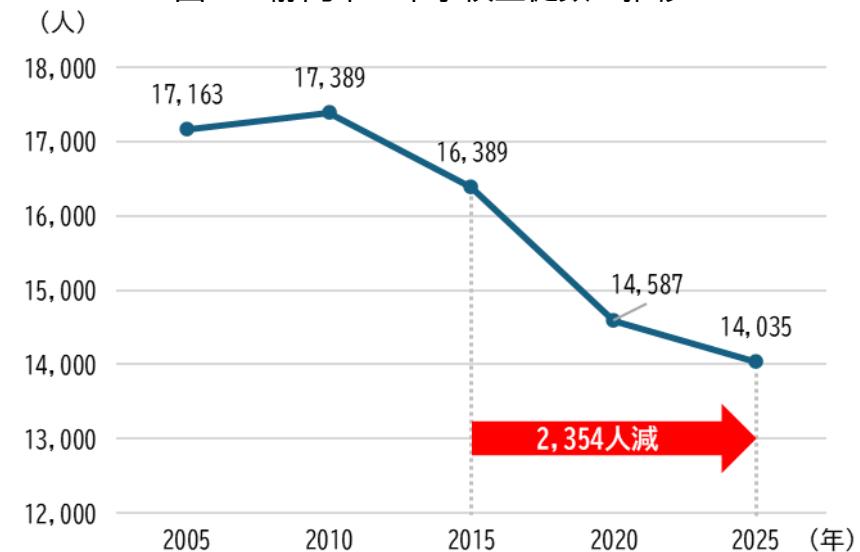
中学校の部活動は、少子化に伴う部員数や部活動数の減少、教員の働き方改革の必要性の高まりなどから、従前と同様の体制で運営することが困難となってきています。

そのため、国は2023年度から2025年度までを「改革推進期間」、2026年度から2031年度までを「改革実行期間」と位置づけ、活動の場を「部活動」から地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動へ転換する方針を示しています。

静岡市においても、市立中学校の生徒数が大幅に減少しています。10年前（2015年）の16,389人に比べ、2025年は14,035人で、2,354人減少しました（図1）。

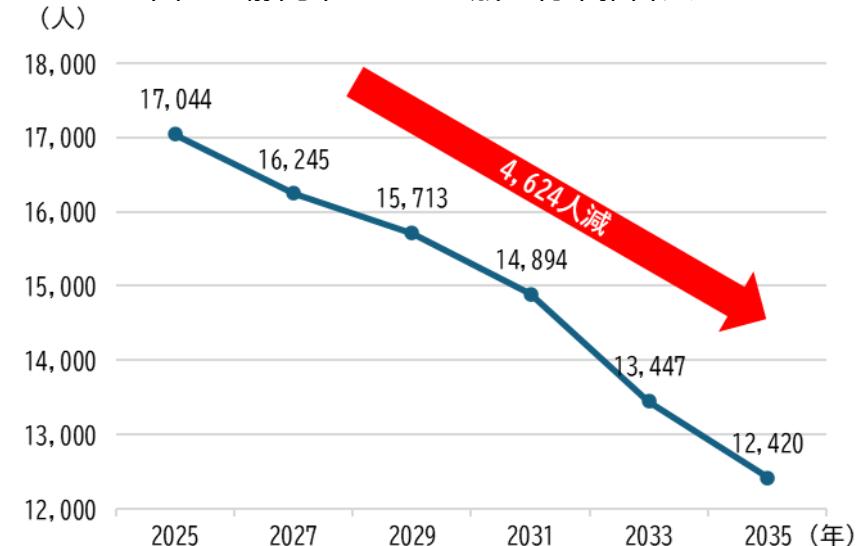
また、静岡市の将来推計人口によると、2025年から10年後の2035年には、13～15歳の市民が4,624人減少することが見込まれ、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予想されます（図2）。

図1 静岡市立中学校生徒数の推移



静岡市教育委員会「静岡市の教育」を基に作成（各年5月1日時点）

図2 静岡市の13～15歳の将来推計人口



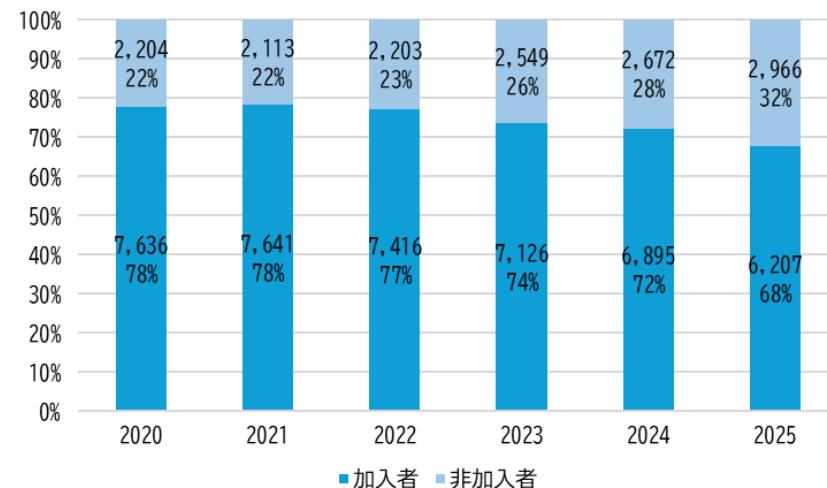
静岡市住民基本台帳（2025年3月31日現在）及び静岡市将来推計人口（各年3月31日時点）を基に静岡市が独自に推計

はじめに ~地域クラブ活動への転換の背景と目的~

この少子化による生徒数の減少や部活動への加入割合の減少（図3）に伴い、市立中学校における部活動設置数は、2020年から2025年にかけて24部減少しました（図4）。

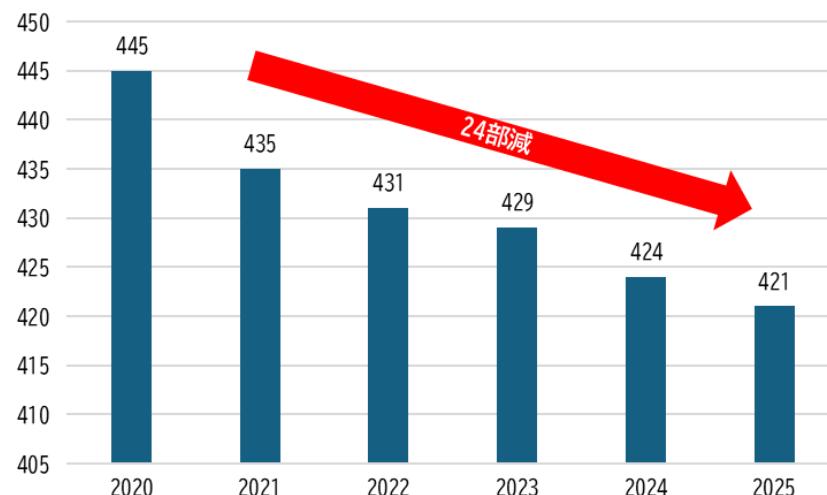
また、最も部活動数が多い中学校が18部設置しているのに対し、最も少ない中学校では1部の設置に留まるなど、中学校間の格差も生じてきています。

図3 静岡市立中学校 1, 2年生の部活動への加入割合



静岡市教育委員会事務局調べ（2025年5月16日現在）

図4 静岡市立中学校における部活動設置数の推移



静岡市教育委員会事務局調べ（2025年5月16日現在）

はじめに ~地域クラブ活動への転換の背景と目的~

「（仮称）しづおか地域クラブ活動」の実施に当たっては、単なる「部活動」の地域クラブ活動への移行ではなく、これまでとは異なる新たな地域スポーツ・文化芸術活動の環境を構築していく必要があります。

この実現のためには、既存の仕組みに捉われず、学校施設や生涯学習施設などの市が保有する「施設」と「社会の人材」を最大限活用し、市民や民間企業・団体の皆様との共働により、新たな環境の構築を進めていくことが重要です。

そのためには、教育、スポーツ、文化、生涯学習等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていく必要があることから、市長部局（総合政策局）を中心とした「地域クラブ活動部会（地域クラブ活動・市民向け講座等の最適化プロジェクトチーム）」において、庁内一体となって、静岡市としてどのような地域クラブ活動がふさわしいか検討してきました。

その検討内容を踏まえ、この度、（仮称）しづおか地域クラブ活動の目指す姿や基本的な在り方等をまとめた「（仮称）しづおか地域クラブ活動運営方針」を策定しました。

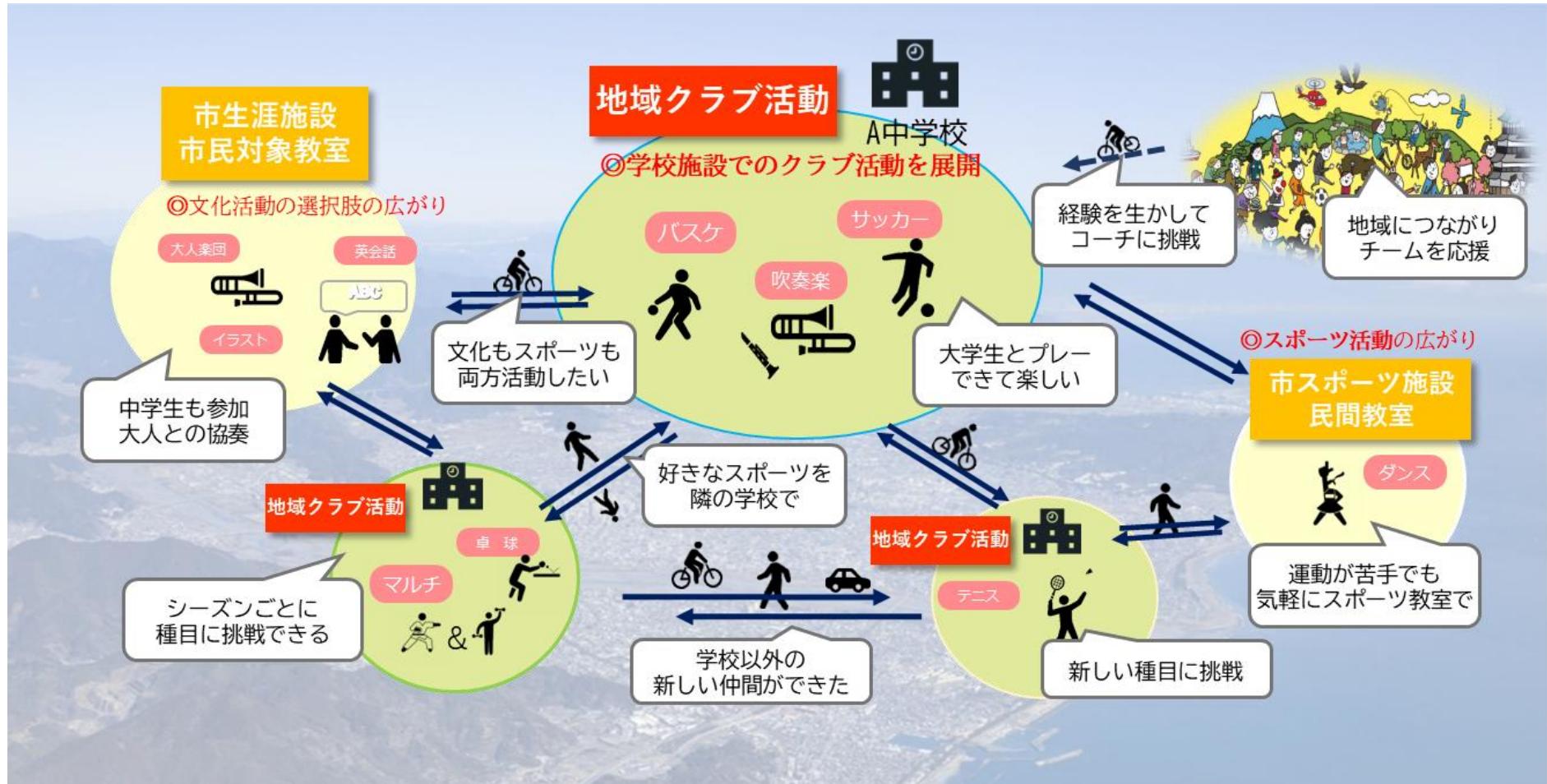
子どもたちのみならず、市民の皆様がこれからもスポーツ・文化芸術活動に身近に親しむことができる機会を確保するため、市民や民間企業・団体等の地域社会の力との共働のもと、「（仮称）しづおか地域クラブ活動」の取組を着実に進めていきます！

1 目指す姿

部活動から地域クラブ活動への転換を好機と捉え、

「**全市民が、豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる基盤構築**」

を目指します。



既存の仕組みに捉われず、学校施設や生涯学習施設などの市が保有する「施設」と「社会の人材」を最大限活用し、市民や民間企業・団体の皆様との共働により、持続可能な基盤体制を創出します。

2 「(仮称) しづおか地域クラブ活動」への転換時期

静岡市は、2022年12月に「2026年度夏までに休日の活動について、2030年度までに平日・休日の活動について地域クラブ活動を全市展開する」というスケジュールを示しました。しかし、平日と休日の指導者が異なることで指導方針の違いが起き生徒が混乱することがありうることや、実施主体が異なることでケガやトラブルの発生について責任の所在が不明確になるなどの課題が明らかになりました。そこで、2025年1月、「2027年9月に平日と休日の活動を同時期に新しいクラブに転換する」という計画に変更しました。

まずは中学生を対象とした基盤を2027年9月までに確立し、将来的には世代を超えて参画できる新たなプラットフォームとなるよう発展させていきます。

なお、部活動の「(仮称) しづおか地域クラブ活動」への転換が完了するのは2027年9月ですが、転換の準備が整った部活動や新規に立ち上げるクラブについては、先行して4月から「(仮称) しづおか地域クラブ活動」として実施することを検討しています。

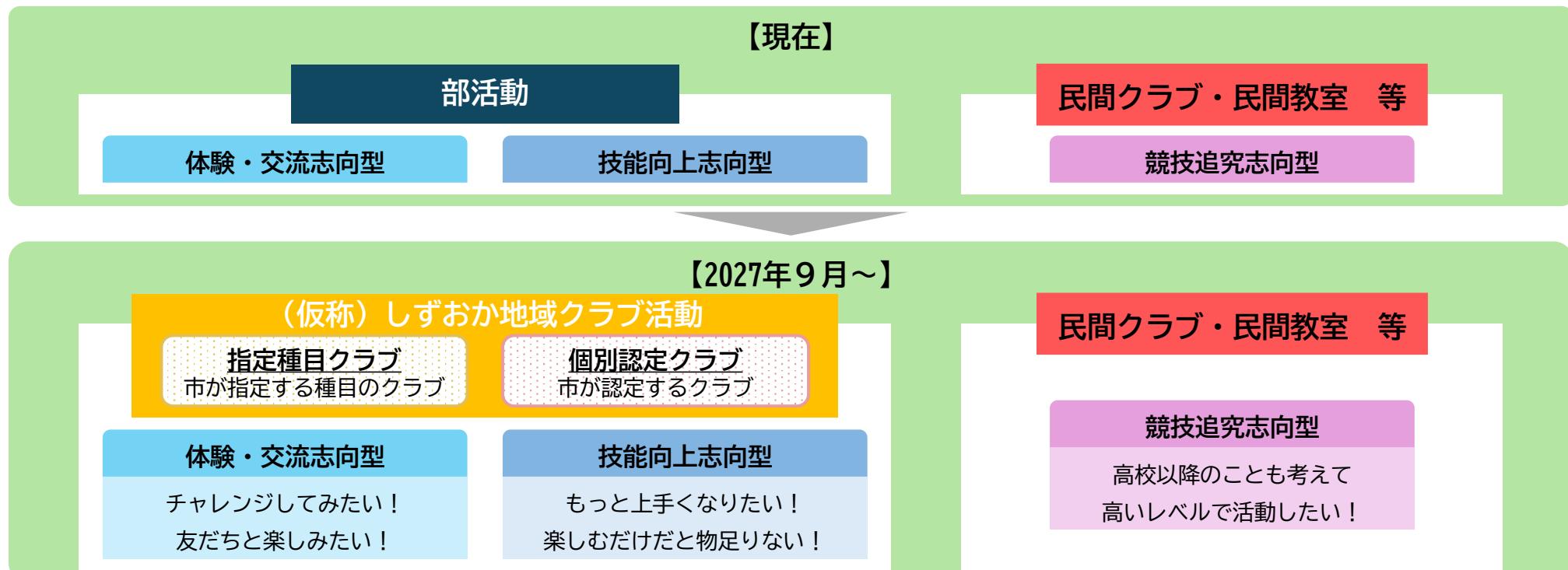


3 中学生の活動はどう変わるのか

現在、スポーツ・文化芸術活動に「チャレンジしてみたい、友達と楽しみたい」という「体験・交流志向型」や、「もっと上手くなりたい、楽しむだけだと物足りない」という「技能向上志向型」の中学生が、部活動に加入しています。一方で、「高校以降のことも考えて高いレベルで活動したい」という「競技追究志向型」の中学生は、民間のクラブや教室等に加入している場合があります。

2027年9月以降、部活動に代わって「（仮称）しづおか地域クラブ活動」が始まります。「（仮称）しづおか地域クラブ活動」には、部活動に加入していた「体験・交流志向型」と「技能向上志向型」の中学生が参加することを想定しています。部活動と同様、「（仮称）しづおか地域クラブ活動」への参加は任意です。

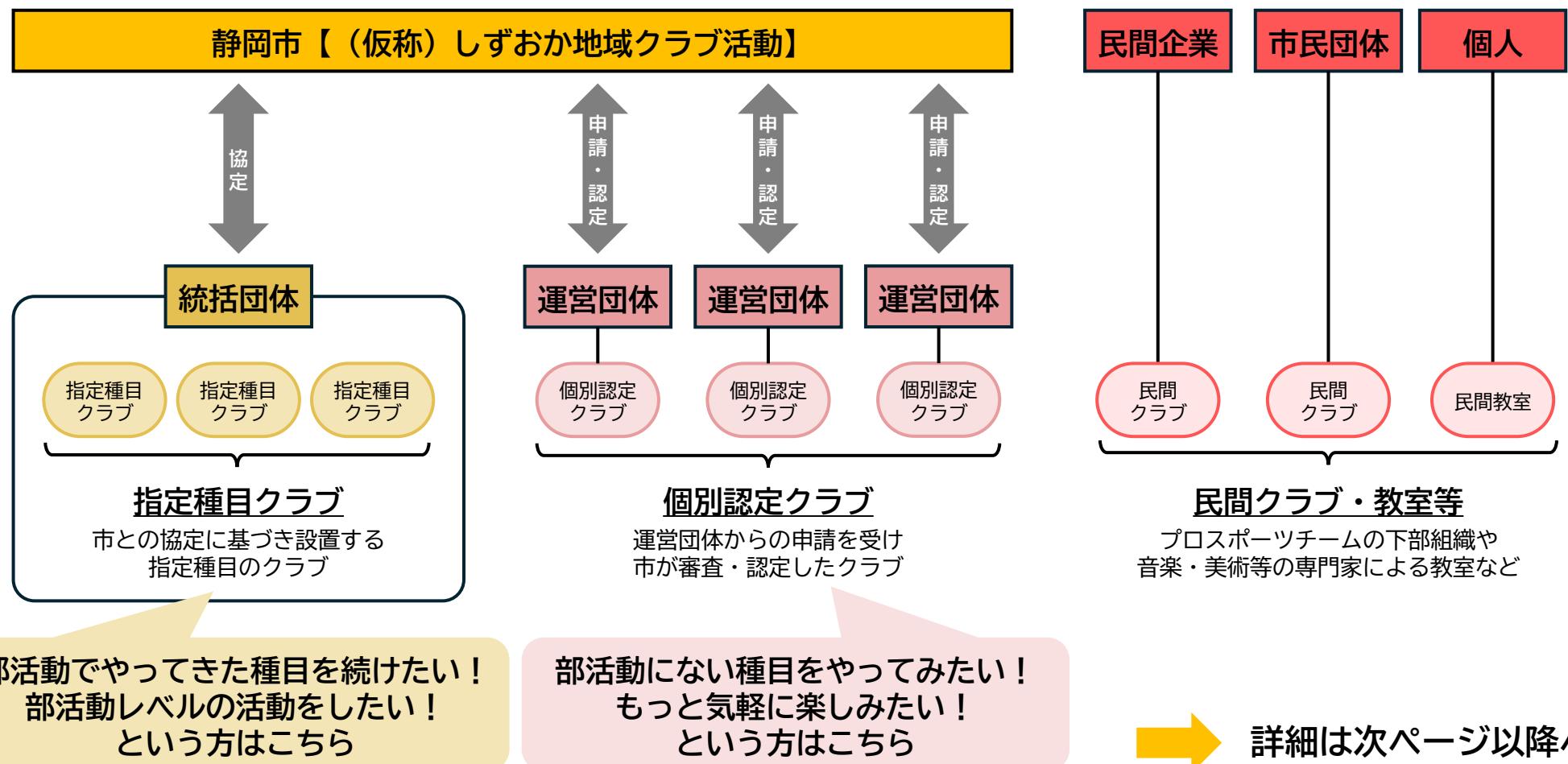
「競技追究志向型」の中学生は、引き続き、民間のクラブや教室等を選択していただけます。



4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

部活動から「(仮称) しづおか地域クラブ活動」への転換後も、部活動と同様の種目に取り組むことができ、さらに部活動になかった種目の選択肢を拡充するため、「(仮称) しづおか地域クラブ活動」に「指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の2種類を設けます。

実施体制図



4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

(1) 指定種目クラブと個別認定クラブ

①指定種目クラブ

市が指定した種目のクラブを「指定種目クラブ」とします。指定種目は、児童生徒へのアンケート結果等を踏まえて決定することとし、3年を目安に種目を見直します。

指定種目クラブは、複数の指定種目クラブを統括して運営する団体（統括団体）と市が協定を結ぶことにより設置します。統括団体は公募により決定し、市から補助金を交付します。これにより、中学生が現行の部活動と同程度の活動内容・費用負担で参加できるようにします。

2027年9月時点の指定種目

○スポーツ

・児童生徒アンケートにおいてニーズが高かった10種目を「指定種目【必須】」とし、当該種目のクラブをすべてのエリアで設置します。

①サッカー ②バスケットボール ③バレーボール ④ダンス ⑤バドミントン
⑥陸上 ⑦野球 ⑧ソフトテニス ⑨卓球 ⑩総合スポーツ

・「指定種目クラブ【必須】」に加え、次の種目のうちから1種目以上のクラブ（指定種目クラブ【選択】）を各エリアに設置します。
・どの種目を選択するかは、各エリアのニーズや学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。

剣道 柔道 ハンドボール フットサル 空手 硬式テニス ソフトボール
新体操 ドッジボール 体操 ラグビー

○文化芸術

・現行の部活動にある6種目のうち、全校に設置されている吹奏楽及び美術の2種目を指定種目とし、当該種目のクラブをすべてのエリアで設置します。

①吹奏楽 ②美術

4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

(1) 指定種目クラブと個別認定クラブ

②個別認定クラブ

市民や民間企業・団体等が任意で設置したクラブで、別に定める要件等に基づき「(仮称) しづおか地域クラブ活動」として市から認定を受けたものを「個別認定クラブ」とします。指定種目以外の種目や、部活動よりももっと気軽にその種目を楽しむ活動など、これまでの部活動にはなかった新たな選択肢が増えることが期待されます。

【参考】地域クラブ活動の認定要件

(文部科学省「「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(案)の概要」から抜粋)

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内週2日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む）市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） (※)「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

(2) 活動日数・活動時間

活動日数は、週当たり5日以内（平日4日以内、土日1日以内）とします。

活動時間は、平日1日当たり2時間、土日1日当たり3時間、週当たり最大11時間を目安とします。学校施設を使用する場合、活動の開始時間は各学校の状況（授業や委員会活動の終了時間等）を十分考慮した上で調整することとします。

(3) 活動場所

指定種目クラブについては、1クラブ当たりの参加者を一定程度確保することが望ましいため、複数の中学校区をひとつの単位とした「エリア」を基礎単位として設置します。活動場所は原則としてエリア内のいずれかの中学校とし、統括団体との協議によって決定します。

自分が通う中学校以外で実施する地域クラブ活動に参加する場合は、放課後に徒歩や自転車で移動していただくこととなります。

子どもたちが徒歩や自転車で移動できるよう、エリアは原則として近隣の2～3中学校区で構成します（葵区：6エリア、駿河区：4エリア、清水区：6エリア、計16エリア）（11ページ参照）。

なお、中山間地の中学校8校（玉川、大河内、梅ヶ島、井川、藁科、大川、小島、両河内）については、各校において現在設置している部活動を地域クラブ活動に転換し、引き続き自校において活動できるようにします。希望があれば、自校に設置される地域クラブ活動以外に参加することも可能です。

また、個別認定クラブの活動場所は、学校施設だけでなく、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が有する施設を活用します。

4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

（3）活動場所

エリアの区分け

葵区	1	城内中 東中
	2	観山中 安東中
	3	西奈中 龍爪中
	4	美和中 賤機中
	5	籠上中 未広中
	6	服織中 安倍川中
駿河区	7	大里中 中島中
	8	長田西中 長田南中 城山中
	9	高松中 南中
	10	東豊田中 豊田中
清水区	11	清水第一中 清水第二中
	12	清水第三中 清水第四中 清水第五中
	13	清水第七中 清水第八中
	14	清水第六中 清水飯田中
	15	清水庵原中 清水袖師中 清水興津中
	16	蒲原中 由比中

静岡市立中学校位置図

Map showing the locations of public middle schools in Shizuoka City. The schools are color-coded by region:

- Blue: 玉川中学校, 清水河内中学校, 清水小島中学校, 由比中学校, 蒲原中学校
- Light Blue: 美和中学校, 賤機中学校, 龍爪中学校, 清水庵原中学校, 清水飯田中学校, 袖師中学校, 清水第六中学校, 清水第一中学校, 清水廻津中学校
- Medium Blue: 鏡山中学校, 西奈中学校, 清水第八中学校, 清水第二中学校, 清水第三中学校, 清水第五中学校, 清水第四中学校
- Dark Blue: 安東中学校, 龍上中学校, 東中学校, 東豊田中学校, 清水第七中学校, 未広中学校, 城内中学校, 豊田中学校, 高松中学校, 長田西中学校, 長田南中学校, 城山中学校
- Red: 服織中学校, 安倍川中学校, 大里中学校, 南中学校

Scale: 1km

地図データ ©Google

- ✓ 中山間地の中学校（玉川、大河内、梅ヶ島、井川、藁科、大川、小島、両河内）は、各校において現在設置している部活動を地域クラブ活動に転換し、引き続き自校において活動できるようにします。
- ✓ 希望に応じて、自校に設置される地域クラブ活動以外に参加することも可能です。

4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

(4) 参加者

静岡市内に居住する全ての中学生を対象とします。市立中学校以外の生徒も参加可能です。

参加対象の範囲については、小学生や高校生を含めるなど、クラブの活動内容等により、クラブを設置する統括団体・運営団体が柔軟に設定することができます。

(5) 費用

国が示す参加費等の金額の目安（※）を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定することとします。

指定種目クラブの参加に当たっては、部活動と同程度の、一人当たり月3,000円～5,000円程度の費用を負担いただくことを想定しています。

経済的に困窮する世帯の生徒への支援についても、今後検討します。

※参加費等の金額の目安…年末に国から示される予定。

4 (仮称) しづおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

(6) 指導者

別に定める「(仮称) しづおか地域クラブ活動指導者登録制度」に基づき、市に登録された指導者が指導に当たることとします。

【参考】指導者の登録要件

(文部科学省「「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（案）」から抜粋)

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えたものであること
- (2) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(7) 大会等

地域クラブとして大会に参加できるよう、中学校体育連盟や各種目団体と協議・調整していきます。